

近年成年年齢の引下げを行った主な国（平成14年の海外調査結果）

国名	成年年齢	成年年齢引下げの有無・時期	引下げの理由等
米国（コロンビア州）	18	1976年 21→18	不明。 （連邦法において選挙権付与年齢を18歳としていたことに起因するものかという回報者の注がある。）
米国（ミシガン州）	18	1972年 21→18	ベトナム戦争の徴兵制と関係している。投票、契約する権利は18歳以下には認められていなかったが、18歳以上すべての男性が徴兵されていたことから、この格差を埋めるため成年年齢を18歳に引き下げることは正当、理論的であるという議論が高まった。
米国（カリフォルニア州）	18	1972年 21→18	18歳で徴兵されることから、徴兵される者は投票できるとするべきことが妥当であるとして、選挙に投票することができる年齢を成年年齢とするとの判断による。
米国（ニューヨーク州）	18	1974年 21→18	投票権を18歳以上の者が有すると規定した合衆国憲法修正第26条の内容に合わせたことによる。
イギリス	18	1969年 21→18	引下げの理由については言及なし。
フランス	18	1974年 21→18	社会学的理由、世代の生物学的な成熟の進行、経済的及び社会的分野においてすべての世代に対する一般的な保護の措置が設けられたことにより若年者のみを特別に保護する必要性が低下したこと、成年年齢引き下げにより若者の間の責任感が育まれること、フランスの法制を多くの国の法制に合わせることもあった（刑事法の分野では従来から18歳以上が成人と考えられ、また、18歳で兵役を行うことができた。）。
ドイツ	18	1974年 21→18	18歳から21歳までの年代のグループについて、人格的な発育の進展が認められたこと、この年代グループに対しては、国家及び社会を通じて、すでに兵役等の広範な義務や責任が課されていることから。

国名	成年年齢	成年年齢引下げの有無・時期	引下げの理由等
イタリア	18	1975年 21→18	60年代から70年代にかけて生じた社会状況の変化に伴い、若年層の早熟化が進み、満21歳を政治的・社会的社会への参加開始年齢として規定することが非現実的になったと多くの立法者が判断したため。 なお、現在国会においては、成年年齢をさらに引下げ、満16歳とする民法改正案が審議されているところであるが（当時）、これはハイ・テクノロジーに関連する若者文化の発展やこれに伴う18歳以下の少年の活発化を踏まえたものである（国会審議の方向性は未だ不透明との記載がある。）。
ブラジル	18	2003年 21→18	身体的知能的条件が発達し、18歳に達した国民が成人が行う行為を行うようになった（結婚、事業、就労）。刑法の成人は従前から18歳、犯罪年齢の若年化により民法上の成人が18なのは不都合。
ベルギー	18	1990年 21→18	引下げの理由については言及なし。
オランダ	18	1988年 21→18	18歳という年齢が統計上広く社会に受け入れられている成年年齢であり、心理的、経済的及び社会的にも成年となる動機付けが形成される年齢であるから。
スウェーデン	18	1974年 20→18	客観的に18歳になれば社会的に成熟しているといえるからという理由ではなく、18歳になれば選挙権が与えられることや徴兵の義務が発生することと関係している。選挙権との関係では、1969年に選挙年齢が20歳に引き下げられた際に、成年年齢も21から20に引き下げられた。
メキシコ	18	1969年 21→18	社会情勢の変化に伴い、社会の実情に合わせるため、憲法改正を行って成年年齢を引き下げた。 2001年、未成年者犯罪の多発、凶悪化に伴い、成年年齢を16歳に引き下げる議論が行われたが、議会を通過せず、当面議論は行われない見通しとのことである（当時）。

国名	成年年齢	成年年齢引下げの有無・時期	引下げの理由等
オーストラリア	18	1970年 21→18	1970年に社会全体における高卒労働者の経済活動の拡大を背景に契約当事者としての成年年齢が引き下げられた。 さらに、ベトナム戦争への参戦（1965-71）に伴い18歳以上の男子は徴兵されたが、徴兵されても参政権が認められないのは矛盾があるとして1973年に選挙権も21から18に引き下げられた。
ギリシャ	18	1983年 21→18	18歳でも十分法律行為の主体と成るほど精神的成熟度が発達しているから。なお、兵役が18歳から始まること、社会制度上も18は十分な精神的成熟のある年齢として扱われていること、諸外国においても18歳が成年年齢として扱われていることなどの理由から、1996年に選挙権年齢が21から18に引下げ。